

Title	王朝時代寺領庄園の統制組織(下)
Sub Title	
Author	細川, 龜市(Hosokawa, Kameichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.2 (1932. 7) ,p.147(293)- 163(309)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320700-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320700-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 王朝時代寺領庄園の統制組織（下）

細川龜市

## 第二項 庄官

庄官は庄園内に在住し、本所のために庄務を執行する役員である。

若し預所の在る庄ならば、直接に預所の監督下に屬してゐた。「沙汰未練書」には庄官を説明して『地頭領家進止職也』といつてゐる。<sup>27)</sup>

さて庄官は既に早くも奈良時代の庄園内にも設置されてゐたことを傳え證してゐる。その最も古きものゝ一つは（註二）天平神護二年十月の越前國江沼郡幡生庄の記録であらう。「正倉院文書」によれば即ち次の如し、

江沼郡幡生庄使解 申百姓等障溝事

（中略）

以前、溝障不漑、依茲、件田既荒廢、仍具注狀申送、謹解、

天平神護二年十月七日 庄司僧慚敬

王朝時代寺領庄園の統制組織（細川）

僧行珣<sup>28)</sup>

平安時代には庄司といふものが最も多く見えるが、上記の如く奈良時代では庄司と庄使とが全く同意義に用ひられて居るのである。而して奈良時代には庄官の制度が未だ發達してゐなかつたから、到底その全貌を窺ふことは出来ないが、寺社權門勢家等が未墾地を開墾するに従つて庄を號し、これに輩下を遺して所務を執行せしめてゐたことは、右の文書によつて明かである。

（註二）天平十八年の寫經料用紙收納並充裝滿帳には、政所案主などの文字が見えてゐる。<sup>29)</sup>之等の語は庄園内のみではなく廣く諸方面に用ひられたのであらう。

庄官には種々なるものがあつた。その名稱の如きものはもとより歴史的變遷をなしてゐるが、平安時代初期では庄使・庄司・庄長・庄預などの名が最も多く見える。而してこ

の時代の中頃以降に至りては、上記の外に下司、案主、田所、専當、公文、地頭等々の名稱が現はれて来る。私は次にこれを細分して説明を試むるであらう。

一、庄長 奈良時代末期乃至平安時代初期の庄園には、多くの場合、庄長を置いて庄務を執らしめてゐた。延暦十六年八月三日の太政官符は、浪人が親王および王臣家の庄園に寄住し、勢をその主に假りて調庸を免れる不當を詰り、庄長<sup>30)</sup>が國務に對抗して納稅を拒否せし反面を物語つてゐる。<sup>31)</sup>また同じ日付の別の官符は、親王および王臣家の庄長が私に佃を營み、威を假り勢に乗ずるものあるを禁制してゐる。<sup>32)</sup>これによつて庄園に庄長の在つたこと、並びに彼等が寺社權門勢家の威を假りて國務に對抗してゐたことが察せられるであらう。而してこの時代の庄園内には庄長以外に若干の職員があり、庄長はそのうちに庄務綜理の地位に在つたものと思はれる。併しこの名稱は平安時代中期以降は餘り用ひられず、鎌倉時代に至つては殆んど消滅に歸してゐたやうである。

二、庄司 庄司なる名稱もまた早くから見える。前掲天平神護二年の越前國幡生庄の古文書はその一例であらう。また延長二年八月七日、丹波國衙へ致したる東寺傳法供家牒

状の劈頭には、「欲被任先例、免除大山庄預並庄子等臨時雜役狀」とあり、承平五年十月二十五日の同寺牒狀にも同じことを述べてある。<sup>33)</sup>これらより見れば、庄司は庄子とも書かれたことが知られる。而して朝綱漸く弛むに従ひ、官吏の如きも庄司となつて生活の途を得やうとするものが出てつゝあつた。應德元年八月二十日、永保三年分の川合庄田注進狀の末尾には『庄司 檢非違使 智(花押)<sup>34)</sup>』と署名し、治安維持の最も重要な職にある檢非違使さえもが庄司となる時代に際會して居り、また保元元年閏九月十八日の宣旨の第二條に、諸國司に下知して社寺院官諸家庄園本免外加納餘田ならびに庄民の濫行を停止せしめ、之等の勢家が在蔭官人郡司等々を以て庄官に補してゐることを指摘してゐる、時代の趨勢を知るに難からぬであらう。

庄司は本所の補任によりて庄務に從事するものであるが故に、庄園内の出來事はすべて本所へ報告する義務があつたが、特に所當の徵收に力を注ぐを要した。寛德二年五月十八日、東大寺領水無瀬庄の本家なる關白左大臣家政所は、同庄の刀禰住人等に發したる下文において、庄司の愁狀を引用し、

一可早辨進同庄田去今兩年地子物等事

右、同庄司安吉愁狀去、件輩爲田堵年來耕作庄田、不辨濟地子物、（中略）致遁避者、同欲被令究濟地子

物、勿令致遁避、故下<sup>39)</sup>、

と命じてゐる。庄民が所當地子物を未進すれば庄司は庄務懈怠の責を負ひ、場合によりては所職を召放たれるを以て、彼等はこの點に最も多くの力を注いだのである。

庄司は地方郷村において勢ある土豪を以て補任したるもの多きを以て、その勢威は侮るべからざるものがあつた。平治の内亂に軍破れて東國へ落ち行ける源義朝は尾張國知多郡野間の内海に着きたるに、長田庄司父子のにめに殺害された<sup>37)</sup>、庄司父子はこれによつて恩賞にあづからうとしたのである。庄民等が庄司の前に拜跪してゐたのは云ふまでもない。

三、庄預・專當・預・檢校 之等の諸庄官も王朝時代全體を通じて最もよく史實に現はれて來るものである。延喜二年三月十三日に宣布されたる庄園禁遏の太政官符には、諸院・諸宮・玉臣家の庄園の検校・專當・預等にして、放縱不遜、國務を妨ぐるものは處罰すると宣してゐるが、實に之等の諸庄官は平安初期より威勢をさしはさみて國衙を侮蔑し、傍若無人の行動を探つてゐたのである。だがそれと

同時に、彼等は本所に對しても奸謀を敢てするものが少くなかつた。天慶五年四月二十五日、丹波國衙への東寺傳法供家牒状によれば、同國內の東寺領の庄預は奸計をなして寺田を治開し、これを己れの私領と號して他人へ賣却してゐる。これ甚だしき『不忠』であるが、當時の社會狀態より見れば決して珍らしくはなかつたであらう。

四、下司 下司は鎌倉時代以降に至つて最も多く見ゆるものであるけれども、平安時代にありても屢々現はれてゐる。「東大寺文書」に收むる天治二年三月二十九日の東大寺領賀茂庄住人等が、本寺政所の裁下を申請せる解状によれば、右大臣領山田牧の住人等が寺領田畠山林・住宅等を伐り捨て焼き拂える不法を訴え、而もその署名者は『御庄下司 立繡時行』と書いてある。<sup>40)</sup>また大治五年九月日、東寺領丹波國大山庄田堵等の解状は、同庄が不輸の庄園であるにも拘らず國衙は不當の誅求をなし、多數の使者が亂入したことを述べてゐるが、その末尾には案主山田と下司藤井の兩庄官が連署してゐる。<sup>41)</sup>（なほ天承元年十二月二十九日にも同様の狼藉を訴え、右の二名が連署してゐることが見られる）。而して下司には多く地方の豪富なる郡司・百姓の輩を以て補任したものゝ如く、「集古文書」には、左の如く地主た

るにより下司に補任するといふ史料が收められてある。

左衛門督家政所下 上野國新田御庄官等

補任下司職

源 義 重

右人依爲地主、補任下司職如件、御庄官等宜承知、依件用之、敢不可違失、故下、

保元二年三月八日 安主 宮内錄管野

令義中務錄山<sup>43)</sup> 署略す

また「平家物語」には『平家の勢の中に播磨國の住人福井、庄の下司、次郎太夫友方と云ふ者、楯を破り續松にして、在家に火をぞ懸たりける』とあるより見れば、彼等は常に郷村に在りて武藝を練磨し、郎黨を擁して雄飛してゐたのであらう。

下司なる名稱は、庄司の名を變じたるものであらうといふ説が存する。法學博士中田董氏曰く、王朝ノ末期ニ於テ、己ニ庄司ノ稱ハ下司ノ稱呼ト變ジタルモノニ似タリ、法隆寺文書一、康治年五月文書ニ「近江國法隆寺領野洲御庄下司等解」トアリテ、奥ノ連署ニハ案主國恒御庄司中原久家トアリ。此御庄司ハ明ラカニ下司ヲ意味スルモノナリ<sup>45)</sup>、と。これは俄かに斷定し得ない問題であるが、少くとも鎌倉時

代以降にありては、庄司と稱するよりも下司と稱するもの方が甚だ普遍的になつてゐることは確實である。

下司は他の諸庄官と同じく、私人たる本所の『御恩』によつて充行<sup>あてが</sup>はれるのが原則であつたが、こゝに論すべき一問題がある。——藤原兼實はその日記なる「玉葉」治承五年二月八日の條において曰く、

治承五年二月七日 宣<sup>◎</sup>下

以前越中守平朝臣盛俊、宜爲丹波國諸庄園總下司  
件宣旨、上卿時忠卿、職事行隆云々、余密々問云、  
以宣旨、被補庄園下司、有例哉如件、答云、未曾

聞云々者<sup>46)</sup>

吾々はこれによつて、先づ第一に、一國內全體の庄園に對する『總下司』なるものが、少くとも王朝末期に存在したといふことを知る。斯くの如きものが果して如何なる地位權限を有してゐたかは、右の記錄のみによつては明かでないが、兎も角、『總下司』なるものゝ存在は珍妙であつたに相違ない。何故なれば、既に一國內の各庄園にはそれ／＼下司が庄務を執行してゐたであらうし、また丹波國內にも多くの寺社權門勢家の領する庄園が在つたのであるから、このやうな本所を異にする、諸庄園に對して統一的な

管理監督などをなし得るとは、如何にするも解せられないからである。右の記録は單に『丹波國諸庄園』とあるのみである故に、一庄を限つたのではなくて、丹波國內の庄園、全體を指さるものであらねばならぬ。第二に、兼實自身もこれに對しては疑問を抱き、宣旨を以て庄園の下司に補したる例ありや否やと尋ねたるに、未だその前例を聞かずとの答を得た。この問答は至極當然のことであつて、私人の設くべき役員たる庄園の下司を宣旨を以て補任するが如きは、無暴もまた甚だしいと云はねばならぬ。この總下司なるものが、具體的に如何なる活動を有したるものかは、私明し得ないのは遺憾である。

五、案主・公文 案主は庄官の一種であるが、その主たる職務は文案記錄を掌るものであつた。王朝時代の庄園關係文書には屢々案主に關する諸記録が見えて居り、前引大治五年九月の東寺領丹波國大山庄田堵等の解狀に、『案主・山田』とあるのは即ちその例證である。而して鎌倉時代以降には同じ職務の擔當者として公文なるものが甚だ多く史料に現はれて来る。これは恐らく王朝時代の案主が公文と稱せらるゝに至つたためであらう。もとより鎌倉時代以降に

も案主の名稱が絶無ではないが、併し實際的には甚だ少くなつてゐる。案主と云ひ、公文といふ稱呼は、その職務の性質も最もよく表現せるものであると云はねばならぬ。六、地頭 更に平安時代の庄園には地頭と稱する庄官があつた。鎌倉幕府の設置せる地頭にあらずして、本所が庄務執行の一機關として設けられたる私人的一役員である。「沙汰末練書」には地頭を説明して『右大將家以來、代々將軍家奉公、蒙御恩人事也<sup>(47)</sup>』、と云へるのは、茲に述べんとする庄官としての地頭ではない。そもそも地頭の起源は甚だ不明確にして、古記の如きも『不思議なり』と稱してゐる。一書に曰く、『或人云、諸國ノ地頭ト云名心エズ。イカニツケタルヤラムト年來思ヒシ程ニ、或唐書ノ中ニ云ク、世ニ俄ニ謀反ノモノイデキタルラウタントテ、卒爾ニ兵ヲアツムルトキ、兵糧米ノタメニ國王郡々セメテアツメタルヲ、地頭錢ト云トイフ文アリ。コレ今ノ地頭ノ義ニカナヘリ。コノ文ヲ見タリケル人ツケソメタルカ。又星ナドノ童謡シテ云イデタルカ。フシギノ事也<sup>(48)</sup>』。と、これは鎌倉幕府の地頭のことを述べて居るやうであるが、併し王朝時代の地頭については全く不明確である。而してこれを稍々詳細に説明せるは「武家名目抄」の記述であらう。曰く、

地頭、按、地頭職を設けしは、起源何れの世にあるを詳にせざれども、思ふに諸國の庄園、年々に倍増し、私領の土地多くなりしより已後の事にて、其領主の家々より、私にこの職を設け置て、年貢收納の沙汰をなさしめしに始まりしならん、(註)これは藤原氏ひとり國政を掌握せし後のわさにして、一條、三條兩帝の際に起りしなるべし、(註)もと領家の私に置るものなる故に、其職を地頭とのみはいはずして、領家代・公文・下司・目代などともとなへしなり、(註)保元平治の後平氏の門族、國柄を執せし間は、其私領多くなれるゆへに、何れの地にも地頭職を置いて、收納のつかさとなせり、(註)抑この地頭の名目は、こなたにて設けしにはあらず、唐の制に始れる名稱なり、(註)さるはもとより町段の數に従ひて、あて召さるゝ故に、地頭錢の名もありしなるべし、されば其事をつかさとる者を、やかて地頭職といへるなり、文治以前の地頭は、必しも臨時に軍役の兵糧にて、錢を收むるつかさにはあらざれども、其收納の法は、地頭錢の義にかなへるか故に、職掌の名とせしなるへし、平家兵權をとりし頃は、大かた軍役に従ふ者の唱へのことくなりにけり、

文治五年にいたりて、鎌倉殿奏請のまゝに天下一圓に此職を置れ、段別五升の兵糧米を充取らるゝ法定まりては、いよ／＼唐の制に符合せり、(註)これより以前は、全く私に設けし職にて、私領にのみ置たりしものなり、されば公家さまの記録には、絶てみゆることなし、<sup>49)</sup>(註)

この説明によれば、平安時代の地頭は、庄園領主が私に設けて年貢收納の事に當らしめてゐたものであり、一條・三條兩帝の時——西暦第十世紀の末葉より第十一世紀の初葉に至る期間にして、鎌倉初期より約二百年前に當る——に始めて起りしものゝ如くである。而もそれは領家私設の役員なるが故にその職名を地頭とのみはいはずして、領家代、公家、下司、目代などと稱せられたことを知り得る。故文學博士小中村清矩氏も、惣領地頭なるものを説明するに際して、『惣領地頭又は惣地頭とも稱す、此れは元來庄園を多く所有せる者の私に地頭數名を置くに及び是を惣領する者がかく稱せるなり、幕府の一般に地頭を置かれし時も此れは舊に從ひたるが如し、後には大方一家の宗たるもの支流たる輩の領地を統領せるをかく稱せり、蓋し祖先より傳承の地頭職を家族の繁殖する儘に一郷一所を分與して地

頭たらしめた事が其の宗家を惣領と定め、軍役番以下の公事50)を指揮し、兼て軍糧をも收めたる様に見ゆ』とて、「武家名目抄一に見ゆるところと略々同様の見解を述べられてゐる。

七、刀、禰 刀禰の性質が何であるかを論定するに先きだち、私は先づこれに關する三個の根本資料を次に掲ぐるであらう。

〔第一號證〕

關白左大臣家政所下 摂津國島上郡水成瀬鄉刀、禰住人等

仰下 雜事二箇條

一可停止東大寺領水無瀬庄領畠肆箇處前庄司秦重時等遣新券文沽却不知名行願寺別當並山崎住人等如舊任四至爲庄領事

右、彼庄司丹波掾藤原安吉愁狀云、件畠年來作僧法道

尾張爲道秦重時物部常延同近賴等六人之中、于本重時者、本自爲舊庄司、乍存條里四至並繪圖等、同心合力、俄造新券文、沽却件輩、甚以左道也、加之、案庄内四至、南限善法寺領、東限大路、北限河、西限山也、眞偽之至之揭焉、就中、年貢地子無有究進、未進多數、□

被停止件謀計、欲被避作手、爰重案由緒、件庄繪圖並四至之内、何有私人之領乎、爲愁之甚、莫過於斯者、所仰如件、右地刀、禰住人等宜承知之、召問重時等、與使者共相定眞偽、事在實者、如舊爲庄領矣、一(略す)

〔第二號證〕

寛德二年五月十八日

案主 清原在判

〔以下廿二名連署略す〕

件田地直依貞請了狀源(花押)

謹辭 賣券田地立券文事

合壹段者在水江里十七坪之内(註)

四至(す)

有件田地、元者源宗兼相傳所領也、而今依有要用、充直能米捌斛、於小野眞利沽却已畢、仍爲後日、立券文如件、

平治元年十二月十日

賣人源(花押)

買人小野(花押)

件坪田地賣買尤明白也、仍在地刀、禰等加證署了、  
平群

八 田

## 八 田(花押)

大中臣<sup>52)</sup>

〔第三號證〕

謹解 申請刀禰證署家地事

合地貳段(略)

右件地、故夫春黒人先祖地矣、然則無有本券、今欲沽却、依無券文、望請刀禰明證、立新券文、仍錄事狀、謹解、

嘉祥二年十一月廿一日

秦忌寸鯛女

戸主秦忌寸冬守

上件鯛女所申有實、仍加署名、

刀禰秦忌寸廣氏

秦忌寸古代

以嘉祥三年七月四日、改立郡券二枚<sup>53)</sup>

第一號文書は、東大寺領攝津國水無瀬庄の本家なる關白

左大臣家政所が、同庄の力禰住人等に下したる命令である。その内容は、前庄司秦重時等が寺領を私領と號して新券文を作り、これを他へ賣却したるは甚だ以て不當なるが故に、力禰住人等は件の重時を召問する際に使者とともに眞偽を相定め、若し件の狼藉が事實ならば元の如く庄領となすべ

しといふのである。また第一及び第三號文書は、私人が私領を賣却または領有するに際しては必ず刀禰の證判を受くるを要することを説明するものであつて、徳川時代の庄屋、名主、肝煎などと同じ職務を帶びてゐたことを物語つてゐる。

そこで今之等の事實によつて見るに、刀禰は庄官の一種ではあつたが、主として庄民の世話役といふ程度のものであらう。その職務は多くの場合にありて、庄民の代表者・保護者として活動し、司法権・警察権等は掌握してゐなかつたやうである。一庄を數所に分ち、各所に責任者・代表者を設け、その共益に任することは彼の五保の制度において見らるゝところであるから、刀禰の制度は實にこれを庄園内へ移植したるに外ならないのである。

なほこれ以外に種々なる名目のものもあつたであらう。「東大寺文書」には同寺領伊賀國黒田庄に徵使なるものの設置されてゐたことが見えて居り、また史料の缺けてゐるものもあると思ふ。而して以上述ぶる多くの庄官は王朝時代の庄園内に設けられたものであるが、鎌倉時代以降に至りてはその名稱の消滅に歸したもの多く、下司・田所・雜掌・公文等々の諸職が最も多く用ひらるゝに至つた。庄長・庄

使・庄司・預・地頭などは、恐らく王朝末期乃至鎌倉初期を以て消滅したるものゝ如くである。而して之等の諸庄官は各々職務を分擔掌理し、一つの庄園内にも數名の庄官が補任されてゐた。彼等は本所または預所の指揮監督を受け、

所當雜物の徵收を始め、庄園内に於ける治安を維持するために司法・行政・警察の權を掌握してゐたのであつた。なほ王朝時代の庄官の所職は本所の御恩による充行ひであり、所職を世代に相傳することは必らずしも一般化されはるなかつたが、鎌倉時代以降には世襲化しつゝあり、また自己の代理人をも有つに至つた。下司代・公文代などといふのが即ちそれである。

保延三年三月の觀世音寺封庄所當地子並段米等惣勘文に次の如くあるのは、第一の給田を説明するものである。

一把岐御庄見作田五十ー町五段百八十步

除田廿一町六段百廿步

神田一町七段

御佃一町

修正所課田一町五段

所司給田三町

庄司給田一町

損田十三町四段百廿步

一黒島御庄見作田五町二段二百四十步

除田<sup>(55)</sup>

御佃五段

專寺僧常供田四町

庄司給田五段

一船越御庄見作田廿七町八段百八十步

除田七町九段六十步

神田二町

御佃一町

庄司給田五段

損田四町四段六十步<sup>56)</sup>

こゝに『除田』とあるは本所への所當公事を免除される作田であるが、先づ把岐庄の見作田五十一町五段百八十步のうち、除田は二十一町六段百二十步であり、その内譯として神田を始め庄司の給田が列記されてあり、黒島庄の見作田五町二段二百四十步のうち不輸の除田五町、その内譯は本所の佃五段を始め庄司の給田五段を含み、船越庄の見作田二十七町八段百八十步のうち除田七町九段六十步、その内譯は神田二町を始め、庄司の給田五段を占めてゐる。このやうに庄官の給田は神田乃至損田などと同じく所當公事を免除されたる不輸租地であつたのである。

次に給名（雜免）に就いて見るに、これは前述の如く公事雜事のみの免除されたる半不輸租田であつたのであるから、所當を納むるを要した。鎌倉幕府開始直後に屬する建久元年六月の高野山僧鑿河置文には、備後國太田庄につき次の如く記してゐる。

定遣

大田御庄兩郷田公事勤否次第事

合見作田六百十三町六段六十步<sup>建久元年  
春檢注定</sup>除佛神田人給等三十三丁三段大

殘定田五百八十九丁二段半内

御仙十二町（註）

官物田五百六十八町二段半

雜事免二百三十六町二段半

下司名等四十六町

福富二十町 宮吉二十町

宇賀重光三町 斗張宮吉三町

公文名十四町

重正三町 宮丸三町

恒永三町 光平三町

松岡二町

追捕使名二町 大田方一丁 桑原一丁

田所名二町 大田方一丁 桑原一丁

(中 略)

建久元年六月

大法師<sup>57)</sup>

即ち備後國太田庄は見作田六百十三町六段六十步のうち、雜免地は總計二百三十六町二段半に達し、そのうち下司等の給名は四十六町、公文等の給名は十四町、追捕使および田所の給名は各二町となつてゐる。給名が前記の給田

と異なるものなることは、右置文の四行目に『除佛神田人給等』とありて、これを除いた残りが年貢を輸する土地であり、而もこの殘地のうちで『雜事免』を特に明記してゐることによつて明らかに知ることが出来る。而して給田および給名（雜免）が凡そ一庄内にて二町乃至三町であつたことは、建久元年十一月の金剛峯寺根本大塔供僧解狀の第三條に、『諸庄園之習、或給田、或雜免、若二町、若三町歟<sup>(55)</sup>』と云へるによつて略々窺ひ得るであらう。

庄官は給田・給名以外に、自己の私領に對して雜公事を免除されたるものや、種々の特典を與えられたる得分地があつた。これには種々なるものが存したが、負田・門田・垣内・堀内等はその主要なるものであらう。先づ「東大寺文書」に收むる同寺領伊賀國黒田庄について見るに、同庄内には下司の負田（又は負名<sup>(56)</sup>）なるものがあつた。その關係史料次の如し。

件負田貳拾貳町事、任先例、可免除、雜公事、但至

于造興福寺役、不在此限之、大介惟宗在判

黒田御袖出作負名稻吉解 申請 本寺 政所裁事  
請殊蒙 恩裁令聞案內於伊賀守殿給任先例被停止寺  
家負田雜公事狀

と異なるものなることは、右置文の四行目に『除佛神田人給等』とありて、これを除いた残りが年貢を輸する土地であり、而もこの殘地のうちで『雜事免』を特に明記してゐることによつて明らかに知ることが出来る。而して給田および給名（雜免）が凡そ一庄内にて二町乃至三町であつたことは、建久元年十一月の金剛峯寺根本大塔供僧解狀の第三條に、『諸庄園之習、或給田、或雜免、若二町、若三町歟<sup>(55)</sup>』と云へるによつて略々窺ひ得るであらう。

庄官は給田・給名以外に、自己の私領に對して雜公事を免除されたものや、種々の特典を與えられたる得分地があつた。これには種々なるものが存したが、負田・門田・垣内・堀内等はその主要なるものであらう。先づ「東大寺文書」に收むる同寺領伊賀國黒田庄について見るに、同庄内には下司の負田（又は負名<sup>(56)</sup>）なるものがあつた。その關係史料次の如し。

件負田貳拾貳町事、任先例、可免除、雜公事、但至

于造興福寺役、不在此限之、大介惟宗在判

黒田御袖出作負名稻吉解 申請 本寺 政所裁事  
請殊蒙 恩裁令聞案內於伊賀守殿給任先例被停止寺  
家負田雜公事狀

在梁瀬村

右謹檢案内、稻吉名者、御庄下司是賴負田、得丸名也、而是賴死去之後、改號稻吉名也、件名在梁瀬村、御袖出作名々、其數多雖在件村、只稻吉一名欲被停止之條、未知其理、尤爲大愁、抑御袖者、件村大河相隔、往反不輒、仍件村構作田屋、因之、御庄田堵等出居彼畠雙也、依非平民、公田之負名所被申下、宣旨者、專非庄號、早任先例、可被免除公事之由、被聞申國司、於官物者、御寺御封使補之、餘慥任先例辨濟國庫、仍注在狀、謹解、

嘉保三年七月廿三日

稻吉

刀禰

小野

賴任

丈部爲任

これによれば、稻吉名は黒田庄下司是賴の負田にして、得丸名と稱したが、是賴の死後は改めて稻吉名と號した。

然るにその後、伊賀國衙は同名を停廢しやうとしたので解狀を東大寺の政所に捧げ、先例に任せて負田の雜公事を免除せられんことを國衙へ交渉されたいと申請した。ところで國衙にありてもこの訴えの正當なるを認め、大介惟宗の署判を以て件の負田二十二町は、先例に任せて雜公事を免

除すべし（但し造興福寺役はこの限りにあらず）と承認したのである。この負田が給田・給名などと異つてゐるものなることは、下司是頼の死後に名を稻吉名と改め、名の刀禰等が先例による雜公事の免除を申請せるによつて明かである。若しこれが庄官に對する本所の恩給地であるならば、下司が死亡すれば直ちに本所に返收さるべきでありしにも拘らず、毫もその義なきは、曾て庄官たりし是頼の私有地に對し、雜公事免除の特典を與えられた土地であるからである。

次に論述の便宜のために門田および垣内<sup>かどだい</sup>を一括して考究するに、この兩者の性質は大體に同じものであつたやうである。斯種の土地は鎌倉時代以降にも屢々見えるが、既に平安時代にも存したるものなることは、「東寺百合文書」に收むる次の史料によつて明かである。

弘福寺住僧彦印解 申請<sup>◎</sup> 寺領田畠事

合

在高市郡東卅條三里

五坪三段並畠等

六坪一段六步並畠字龜石垣<sup>◎</sup> 内南一

七坪二段二百步並畠字小迎田都良垣<sup>◎</sup> 内等

十四坪二段字寺缶並山地  
十七坪字井戸垣<sup>◎</sup> 内一處  
十八坪二段二百八步  
十九坪三段字門田北一

廿坪畠並山林等字大西

右、件田畠弘福寺所領也、而任相傳讓狀公驗等理、無他妨可令領知彦印之由、御下文罷預、領知仕、於御寺官物並公事所役、無懈怠可致勤仕之狀、所請申如件、

永久四年十一月十一日 弘福寺住僧(花押)

吾々はこの文書によつて、垣内も門田も全く同じ性質のものであること、私領にあらずして本所の恩給により『領知』することを許されたる土地なること、並びに所當公事雜役を懈怠なく勤むることを要したるを看取し得る。僧彦印が如何なる地位にあるものなりじかは不幸にして明かでないが、併し庄官が斯種のものを領掌してゐたことは、建

久元年十一月の金剛峯寺根本大塔供僧解状の勞頭に

金剛峯寺根本大塔長日不斷兩界大法供僧等解 申請

院廳裁事

請殊蒙廳裁被停止備後國大田御庄下司兼隆光家等  
以私武威恣押領田地旁張行非法不隨寺家所堪條條

子細狀

一號達平知行之時、所給門畠門田、押領百町餘田畠、不令辨濟合夕所當事、右當御庄者、去文治二年御寄進之日、不殘段歩無留合夕、併所被充置長日不斷兩界大法用途也、而兼隆光家等、寄事於武威、不憚官符院宣、不怖兩部諸尊、押領百餘町田畠、不備佛聖燈油、狼藉之至、罪科不輕者歟。<sup>(1)</sup>

と陳べて、高野山領備後國太田庄の下司等が、遠く平家知行の時に給ひたる門田畠なりと號して百町餘の田畠を押領し、いさゝかも所當を辨濟せざる不當狼藉を院廳へ訴えてゐるが如きは、曾て庄官に對して門田畠を恩給する慣行の存在せしことを物語るものである。而して前の弘福寺僧の書狀は寺田畠を『領知』する『請狀』であり、またこゝに引けるものに『平知行之時所給』<sup>(2)</sup>とあるより見れば、門田、垣内などは本所の恩給によりて與えられた庄官の一定の得分であることが了解せられる。而してそれが所當公事を本所に納め、その殘額のみが領知者の得分となつたことは前述の如くである(註三)。

(註三) 牧健二氏は曾て『門田門畠は庄園又は公領に於て、慣例上年貢公事を納むる事なかりし地頭庄官等私有の田畠で、

國衙又は領家では之を廢止せしめんと欲するも能はざりし者である。そして恐らく檢地の時にも門田畠は之を免れたのであらう。<sup>(3)</sup>(傍點は細川)と云つて居られる。

を保ち、之等の官吏と結託して種々なる謀計をめぐらさん  
がためであつたのであらう。而して庄官等は屢々不當なる  
利益の獲得をなしたるものゝ如く、第一項所記の長治二年  
壬二月、東大寺領湯船杣の在家住人等が下司の不當誅求を  
訴えてゐるが如き、また建久元年十二月の金剛峯寺根本大  
塔供僧解状が、數箇條に亘つて下司の押領狼藉を指摘して  
ゐるが如きは<sup>(64)</sup>、蓋しその一例とするに足るであらう。

以上述ぶるところを要約するに、庄官は本所の恩補によ  
りて所職を充行はれたものであり、常に庄園内に居住して  
庄内の治安維持を始め、年貢所當の徵收、庄民の統治等に  
任じ、司法・行政・警察等の權を掌握して庄園管理の任に  
就いてゐた。彼等は本所の御恩に對して臣從奉公の義務を  
負ひ、その進止所勘に従はねばならなかつたが、かやうな  
主従關係によつて明かなるが如く、本所と庄官とは封建的  
關係のもとに置かれて居り、庄園制度がとりもなほさず封  
建制度の一一定段階であることを物語つてゐる（この問題に  
ついては近く別の機會に詳論するであらう）。たゞ預所が赴  
任せる庄園にありては、庄官は預所の直接支配のもとに在  
つた、而して庄官には各種のものがありて各々その職務を

管掌し、一つの庄園内に數名の庄官の存することは珍らし  
くなかつた。庄官の得分には給田・給名等々があるが、前  
者は所當公事を免除されたる不輸租地であり、後者は雜公  
事のみ免除されたる半不輸租地である。彼等は地方郷村に  
おける小土豪が多かつた上に、庄官として庄民支配の權力  
を附與されてゐたが故に、やゝもすればその威武を擁して  
庄民を責虐し、また本所に反抗することも少くはなかつた  
のである。

### 第三項 庄 民

前二項に述ぶる預所および庄官等は或は本所に代り、或  
は本所のために庄園を統制する職員であるが、之等のもの  
のゝ直接的指揮監督の下にあつたのが庄民である。庄民  
はいはゆる封建農奴にして、本所の專制警察的支配を受け、  
慘虐なる所當の誅求を蒙つてゐた。彼等は一定の庄土を耕  
作し、本所へ所當公事を輸納する義務を負擔せしめられて  
居り、若しこれを懈怠するにおいては、あらゆる方法を以  
て責められた。而して庄民に關しては事甚だ重要なが故  
に別の機會に詳細に論明することとし、茲ではたゞ單に彼  
等が寺領庄園の被統制者であつたことを述ぶるに止めて置  
く。

### 第三節 末寺領庄園に對する統制

本寺の直轄領以外に、末寺はそれより庄園を領有し寺用の辨濟に充當してゐた。宗教上の事項に關し末寺が本寺の指揮監督を受けてゐたのは云ふまでもないが、庄園の如きも重大なる事項は悉く本寺の裁下を申請し、その統制のもとに服してゐる。尤も末寺自身の手において爲し得る事柄は、必らずしも本寺の指揮を受けなかつた。天治元年六月、東寺の末寺なる讃岐國の普通寺曼荼羅院所司等は國衙へ解狀を致し、先例に任せて寺領内早田の牧公を停止されんことを申請してゐるが如きは、即ちその一例である。而して末寺にありても本寺に於けると同じく三綱が庄園統制の局に當つてゐたことは、右の解狀に都維那法師賴美・寺主大法師・上座大法師貞譽(この外に權別當二名連署してゐる)の名の見えるによつて明かである。

然れども特に本寺の指摘を受くることに豫め定められたる事項、または末寺の威勢を以て解決し得ない事項は、本寺の命を待つを要した。「山槐記」應保元年十二月二十七日の條には、淨妙寺が、主税允中弘のためにその末寺なる仙遊寺領蔭原庄が押領されしを朝廷へ訴え申したと記してあり、<sup>66</sup>

また保元の内亂に際し、平清盛が宣旨を帶びて、三百餘騎の軍勢を催し大和庄に至りたるに、大衆蜂起し、これは山門の末寺なる無動寺領なれば、寺領を追捕する條無念なり。子細あらば山門に觸れてなすべきである、然らずして入亂の條狼藉なりとて軍勢に向つて散々に戦つた。<sup>67</sup> それ等はひとえに本寺が末寺領庄園を保護せんがために外ならない。更に天永三年九月、東寺はその末寺なる前記の讃岐國普通寺へ牒狀を發し、國衙が俄に往古の例に背いて國役を課する不當を普通寺が訴えたるに對し、これが納稅を拒むせよと命じて次の如く云つてゐる。

東寺牒 讃岐國普通寺曼荼羅院司並氏人等衙

可令任舊例停止寺家三昧所司並在家等充責國役雜事狀

牒、得普通寺去十日解狀偽、寺家所司並三昧僧及在家住人等、從往古以降、國役公事全所不勤仕也、而留守所俄背往古之例、充課國役花紙等、加之、僅免田之上檢田、供給雜事、又以責勘、就中寺家佛具寶物、依大師之御起請、從築垣之外無取出之事、而號去九日會料、大鼓一面被押取了、世已及澆季、佛法難凌遲、大師之御遺跡法燈之光未消、況當國者、竚祈請甘雨、仰

および第三節が寺領獨自の統制組織であるに過ぎない。茲に此事を特記して置く。

大師效驗、因之、代代國司殊所致歸依也、爰當任未經年月、目代旁責勘、寺家大愁何事加之乎者、早任舊例、不可承引之狀、以解、

天永三年九月十七日

都維那法師良圓

造寺專當法師永緣

別當法印大和尚位權大僧都(花押)

阿闍梨傳燈大法師忠緣

上座傳燈大法師快圓

寺主傳燈大法師林明<sup>68)</sup>

之等は纔に數例に過ぎないが、末寺領庄園を統制する上において本寺が如何なる地位に在つたかを窺ふに足るであらう。當時の如く勢ある者がほしいまゝ弱者を收奪し、愈々益々強且つ大を加えつゝある時代にありては、強き權勢を有する本寺の保護監督を受くることなくしては、微弱なる末寺は到底庄園の領有を確保することが出來なかつた。それのみではなく、本寺は末寺を擁することによつて物質的にもまた自己の基礎を固め、かくて兩者は相互依存ともいふべき關係に置かれるに至つたのである。

〔附記〕 本論文の第二節『地方統制組織』は、啻に寺領のみならず、凡ての世俗領庄園にも妥當するものである。ただ第一節

- (27) 沙汰未練書、前掲本、一二頁。  
 (28) 大日本古文書、第五卷、五四七頁。  
 (29) 同上、第二卷、四九三頁。  
 (30) 類聚三代格、卷八、調庸事、前掲本、七〇八頁。  
 (31) 同上、卷十五、墾田并佃事、八二七頁。  
 (32) 大日本史料、第一編之五、六四二—六四三頁。  
 (33) 東寺百合文書、七、一之十六。  
 (34) 東寺百合古文書、一。  
 (35) 大日本史料、第一編之五、九六七—九六八頁。  
 (36) 兵範記、第二卷、一三九頁(史料通覽本)。  
 (37) 平治物語、卷之二(有朋堂文庫本、二一九頁)。  
 (38) 類聚三代格、卷十九、禁制事、一〇〇六頁。  
 (39) 東寺百合古文書、百六十五。  
 (40) 東大寺文書、三の十一。  
 (41) 東寺百合古文書、三。  
 (42) 同上、八十五。  
 (43) 集古文書、自十二至十四。  
 (44) 平家物語、卷第五(岩波文庫本、下卷、四八頁)。  
 (45) 中田薰、王朝時代ノ庄園ニ關スル研究(國家學會雜誌、第廿卷第六號、四一—四二頁、註二十七)。
- 玉葉、卷三十六(國書刊行會本)、第二卷、四七四頁。

- (47) 沙汰未練書、續史籍集覽本、一〇頁。
- (48) 繼古事談、第二（新校群書類從、第廿一卷、三五九頁）。
- (49) 武家名目抄、職名部、三十。
- (50) 大日本史料、第四編之一、一四一一五頁。
- (51) 小中村清矩、官職制度沿革史、二五一頁。
- (52) 摂津國古文書。
- (53) 高野山文書、第三卷、四四八—四四九頁。
- (54) 東大寺文書、三の十一。
- (55) 根岸文書、一。
- (56) 中田薰、前掲論文、四六頁。
- (57) 東大寺文書、三の十一。
- (58) 同上書、四九頁。
- (59) 東大寺文書、三の二。
- (60) 東寺百合古文書、八十五。
- (61) 牧健二、初期封建制度に於ける所領と其給與形式（法學論叢、第廿四卷第五號、四七頁）。
- (62) 高野山文書、第一卷、四八頁。
- (63) 中右記、第二卷、五四頁（史料通覽本）。
- (64) 高野山文書、第一卷、四八一五三頁、參照。
- (65) 東寺百合古文書、六十九。
- (66) 山槐記、第一卷、二四四頁（史料通覽本）。
- (67) 保元物語、卷之二（有朋堂文庫本、七二頁）。
- (68) 東寺百合古文書、八十九。